

公共下水道供用エリアが拡大

袋地区、八地区の一部3.8ヘクタールが新たに供用開始

公共下水道については、平成12年3月31日に供用が始まり、JR旭駅を中心とする137.9ヘクタールの区域で、すでに99.8世帯が使用しています。

3月31日に新たに供用が始まるのは、袋地区の一部1.8ヘクタールの区域と、事業計画の認可變更に伴い区域として取り込んだ八地区の一部2.0ヘクタールの区域です。

下水道を利用する皆さんへ

供用開始区域内の皆さんには、

供用開始（3月31日）から1年以内に下水道に流すための排水設備工事をしていただくことになります。

排水設備工事は、市の指定した「下水道排水設備指定工事店」にお申し込みください。

排水設備工事の補助金・利子補給制度

排水設備工事の費用は自己負担となります。皆さんの負担を減らすため、市では補助金および利子補給の制度を設けています。

公共下水道のことは
下水道課（☎62-53357）へ。

受益者負担金と下水道使用料

供用開始区域内の皆さんには、受益者負担金を納めていただきます。また、下水道に接続し使用を始めると、下水道使用料を納めていただくことになります。八地区については受益者負担金の取り扱いが異なります。従前に区域外流入により、精算が済んでいる場合は新たに発生することはありません。

下水道の仕組み

【下水道施設】

家庭の台所、水洗トイレ、風呂等からの汚水や、工場等から排出される汚水は各家庭や各工場に設けられた排水設備（敷地内の排水管）から、道路の下に埋設された下水道管に流れ込み、浄化センター（終末処理場）に集められます。そこで汚水は処理され、きれいな水にして新川へ放流しています。

【合流式下水道と分流式下水道】

下水道には「合流式」と「分流式」の2種類の方式があります。

旭市では、「分流式」で整備を進めています。「分流式」とは、汚水を集め、処理する方式です。また、「合流式」は、汚水と雨水を一緒に集めて処理する方式です。

【下水処理の仕組み】

浄化センターでは微生物の働きを利用して汚水（下水）をきれいにし、川や海への影響を少なくして放流します。

